

小牧市学校教育 I C T 活用支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

〔 令和 6 年 1 0 月 8 日 〕  
〔 6 小教学推第 8 7 0 号 〕

（設置）

第 1 条 小牧市学校教育 I C T 活用支援業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により当該業務について技術的に最適な者を特定するため、小牧市学校教育 I C T 活用支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小牧市学校教育 I C T 活用支援業務委託プロポーザル実施要綱（令和 6 年 1 0 月 8 日 6 小教学推第 8 6 9 号）第 5 条に規定する技術提案書（以下「技術提案書」という。）の評価基準の設定に関すること。
- (2) 前号の規定により設定した評価基準に基づき、技術提案書の審査及び内容の聴取等を行い、その結果を市長に報告すること。
- (3) その他プロポーザルの実施に関し必要な事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 8 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小牧市情報教育 I C T 推進委員会委員
- (3) 小牧市コンピュータ整備検討委員会委員
- (4) 教育部長
- (5) 教育部次長
- (6) 学校教育課指導主事

3 委員会に委員長を置き、教育部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の任期）

第 4 条 委員は、第 2 条第 2 号に規定する審査の結果を市長に報告した後に解任されるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、災害その他やむを得ない事情により会議を開くことが困難であると委員長が認めるときは、委員の過半数が参加する書面による審議をもって会議の開催に代えることができるものとする。

3 前項ただし書の場合において、小牧市学校教育ICT活用支援業務委託プロポーザル実施要綱第7条第1項の規定による技術提案書の内容の聴取等は、映像、書面等により行うことができるものとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育ICT推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年10月8日から施行する。

2 この要綱は、第4条の規定による委員の解任をもって、その効力を失う。